

— 広 報 —



### 被害状況の点検のようす

令和3年2月13日(土)、福島県沖を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、登米市では震度6弱の激しい揺れを観測しました。また、3月20日(土)には宮城県沖を震源とするマグニチュード6.9の地震が発生し、登米市は震度5強の揺れを観測しました。管内の用排水機場及び水路等の被害については特に大きな被害は無く、予定通り4月26日より用水を開始しております。

#### 【編集発行】



水と里ネット 北上川沿岸中田地区土地改良区

〒987-0601 宮城県登米市中田町石森字駒牽238-1  
TEL 0220-34-2423 FAX 0220-34-3396  
ホームページ <http://www.m-net-nakada.com/>

【地区面積】 4,068ha 【組合員数】 2,982人

#### 【主な内容】

理事長挨拶	2	令和3年度農地転用決済金	5
第93回通常総代会議決案件	3	人事往来他	6
令和3年度収支予算	4	総代・役員選挙	7
令和3年度賦課金単価	5	令和3年度配水計画	8

## ご あ い さ つ



理事長 千葉 武 男

組合員皆様には、平素より本土地改良区の業務運営全般に亘り格別なご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

また、行政機関をはじめ関係農業団体各位には、土地改良事業推進に格別のご指導とご高配を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

昨年来より新型コロナウイルスが世界中を駆け巡り猛威を振るっております。未だ終息の目処が立っていない中、令和3年度予算等をご審議いただく第93回通常総代会を3月26日に「登米祝祭劇場大ホール」において感染拡大防止対策を徹底し開催する予定でしたが、3月中旬より宮城県内で感染者が急増し3月18日に県独自の「緊急事態宣言」が発令されたことにより、急遽、場所を当土地改良区会議室に変更し、書面議決を主とした総代会にいたしました。思わぬ形で昨年と同様の総代会となってしまいました。総代皆様には全8議案、原案のとおり可決決定をいただきまして御礼申し上げます。

本年は東日本大震災発生から10年になりますが、去る2月13日に福島県沖を震源とする最大震度6強の地震が発生し当地域も震度6弱を記録しました。4月からの本田用水も近づいており被害状況を早期に把握する為、関係機関と協議を行い、3月15日に基幹水利施設である大泉、水越両機場の試運転を行いました。また、その翌日から国営及び県営で造成された幹線・支線用水路の送水試験を路線毎に行っていました。幸いにも両機場のポンプ設備に被害はなく、用水路においても大きな被害は確認されませんでした。ただ、用水路の目地等において漏水箇所が見受けられましたので、本年の用水に支障のないよう順次補修を行って参ります。

当管内でも農業水利施設等の老朽化が進行する中、農業者の高齢化や人口減少等により施設管理が困難になり、様々な影響をもたらすのではないかと危惧するところです。これらに対応する為、本年は水利施設整備事業中田3期地区、土地改良施設維持管理適正化事業第44期生等の事業を実施し施設の長寿命化を図ります。

本年4月に県による「第3期みやぎ農業農村整備基本計画」が策定され、当地域では優良農地の確保と農業水利施設の長寿命化の推進が基本方針として掲げられています。これらの目標達成の為、関係機関と一体となって事業を推進して参ります。

結びに組合員皆様のご健康とご多幸、そして豊穰の秋をご祈念申し上げ、水土里ネットなかだ第89号発行にあたってのご挨拶とさせていただきます。

## 第 93 回 通 常 総 代 会 開 催

第93回通常総代会が下記の通り開催されました。

総代会開催にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面議決を中心とした採決が行われ、執行部より提出された全議案が原案のとおり承認可決されました。

- ◇日 時 令和3年3月26日(金) 午前9時
- ◇場 所 北上川沿岸中田地区土地改良区大会議室
- ◇出席者数 80名(総代現在総数80名中)  
※書面議決による出席者76名
- ◇議 長 佐藤守総代(中田町宝江選出)



議長を務める佐藤総代

### 議決された案件

- 第 1 号 一般会計補正収支予算について
- 第 2 号 土地改良施設維持管理適正化事業(第45期生)加入について
- 第 3 号 一般会計収支予算について
- 第 4 号 役員報酬並びに費用弁償等について
- 第 5 号 賦課金の賦課徴収時期及び方法について
- 第 6 号 決済金の徴収額について
- 第 7 号 一時借入金の最高額について
- 第 8 号 歳計現金の預入先について



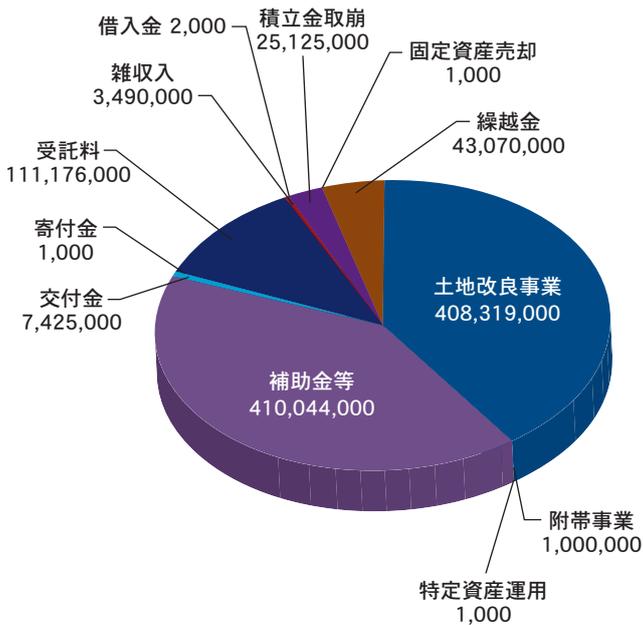
総代会の様子

# 令和3年度収支予算の内訳

令和3年度予算額 1,009,654,000円

## 収入

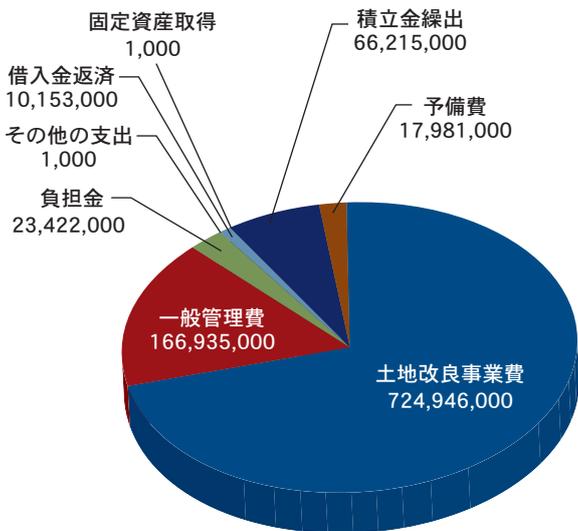
(単位：円)



項目	金額	主な内容
土地改良事業	408,319,000	賦課金収入
附帯事業	1,000,000	使用料・負担金
特定資産運用	1,000	出資配当金
補助金等	410,044,000	事業補助金
交付金	7,425,000	事業交付金
寄付金	1,000	
受託料	111,176,000	受託事業補助金
雑収入	3,490,000	過年度未収賦課金
借入金	2,000	借入金
積立金取崩	25,125,000	各種積立金
固定資産売却	1,000	
繰越金	43,070,000	
収入合計	1,009,654,000	

## 支出

(単位：円)



項目	金額	主な内容
土地改良事業費	724,946,000	用排水管理費・各種事業費
一般管理費	166,935,000	運営事務費
負担金	23,422,000	事業分担金・事業推進費
その他の支出	1,000	
借入金返済	10,153,000	県圃事業償還
固定資産取得	1,000	
積立金繰出	66,215,000	基本財産積立金他
予備費	17,981,000	
支出合計	1,009,654,000	

## 令和3年度賦課金単価一覧表(1,000㎡当)

### 【 経常賦課金 】

項目		金額 (円)	期別賦課割合		
			1期	2期	3期
一般 経常費	100%地区	3,700	25%	25%	50%
	65%地区	2,400	25%	25%	50%
用水経常費		4,000	100%		
石森排水 経常費	100%地区	2,100			100%
	70%地区	1,500			100%
五ヶ村排水 経常費	100%地区	1,650			100%
	70%地区	1,150			100%
管理 区	浅水一地区	120		100%	
	浅水二地区	120		100%	
	宝江地区	120		100%	
	新井田地区	120		100%	
	森地区	120		100%	
	中田北部地区	120		100%	
	上沼北部地区	120		100%	
	中田中部地区	120		100%	
管 理 区	石森西部地区	120		100%	
	中田南部地区	120		100%	
	石森地区	120		100%	
	桜場地区	120		100%	
	新井田南部地区	120		100%	
	浅水地区	5,000			100%
森地区	8,000			100%	

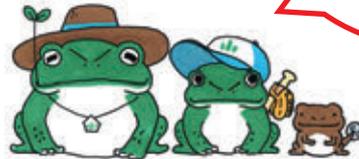
### 【 特別賦課金 】

項目		金額 (円)	期別賦課割合		
			1期	2期	3期
事業 償還 金	中田中部地区	1,040			100%
	石森西部地区	2,130			100%
	中田南部地区	1,100			100%

### 納入期限並びに納入方法

【 賦課期日 】 令和 3 年 6 月 1 日

【 納入期限 】 1 期 令和 3 年 6 月 30 日  
2 期 令和 3 年 8 月 31 日  
3 期 令和 3 年 11 月 1 日



納期内の完納にご協力下さい!

【 納入方法 】 ○納入組合員の方は組合の主旨に基づき納入組合長さんを通じて納入して下さい。  
○口座振替の方は納期前に通帳残高の確認をお願いします。

【 過怠金について 】 納期限を過ぎますと過怠金として督促手数料及び延滞金(年8.8%)が加算されます。  
また未納が続きますと、法令等に基づき滞納処分が行われる場合がございます。

【お問い合わせ】 総務課 賦課徴収係(0220-34-2423)

## 農地転用決済金について

【 令和3年度農地転用決済金単価一覧表 】

(1,000㎡当)

項目	決済金単価
用水地区維持管理決済金	52,020円
石森排水地区維持管理決済金	100%地区 36,500円
	70%地区 25,550円
五ヶ村堀排水地区維持管理決済金	100%地区 27,250円
	70%地区 19,080円
中田中部農圃決済金	2,420円
石森西部農圃決済金	6,710円
中田南部農圃決済金	2,730円

★宅地、畑などに転用する時  
★公共用地(道路など)で買収された時

① 農地転用通知書の提出

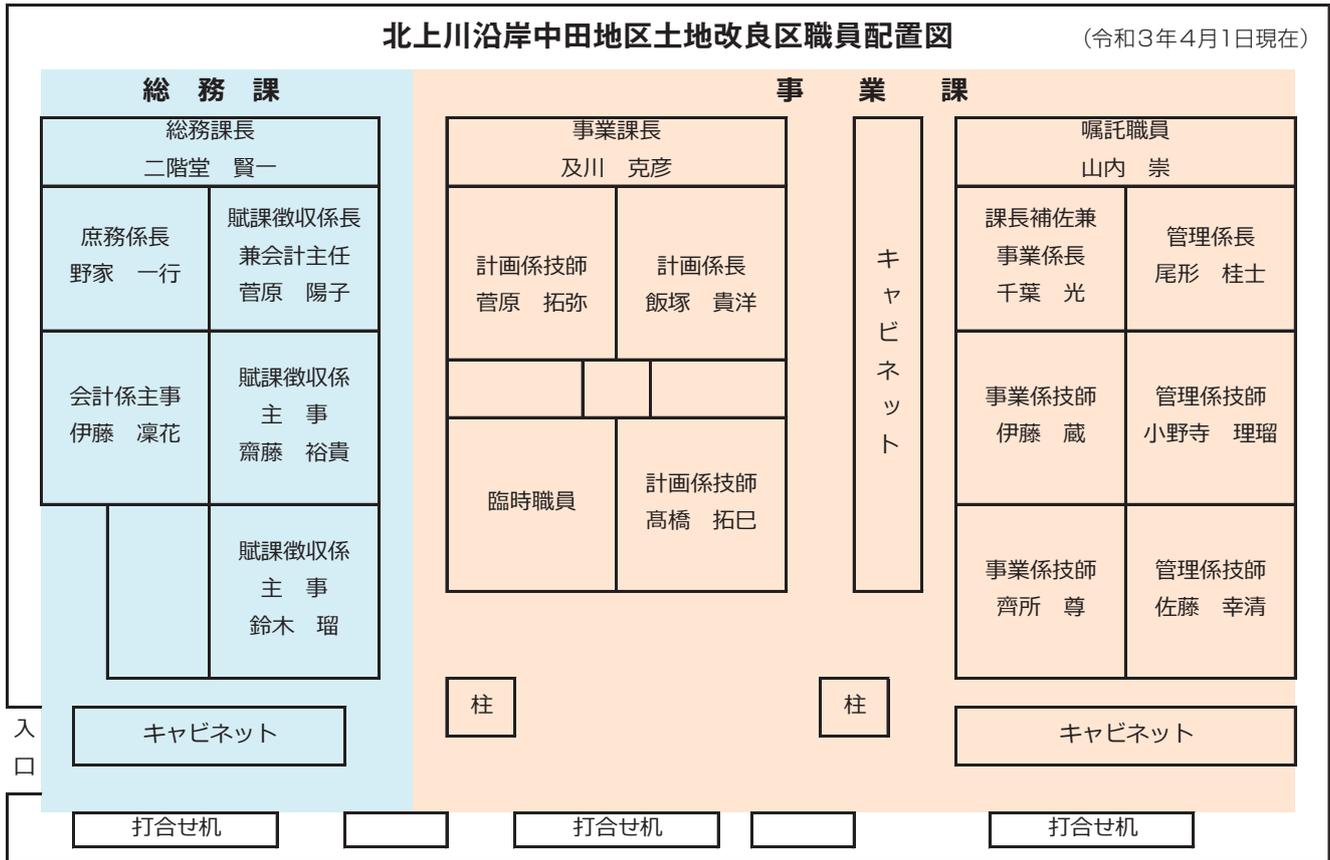
② 地区除外申請書の提出

③ 決済金の納入

これらの手続きが必要となります

### 北上川沿岸中田地区土地改良区職員配置図

(令和3年4月1日現在)



### 退職者

(令和3年3月31日付)

**山内 崇** (事業課長)

※令和3年度より嘱託職員として契約

### 訃報

総代 及川 武志氏(中田町上沼)

令和3年1月21日ご逝去

平成5年より理事、総代としてご活躍されました。

謹んで哀悼の意を表します。

## 受賞おめでとうございます

永年、土地改良事業の推進発展に寄与された功績が認められ、次の役職員が表彰されました。

宮城県産業功労賞 **千葉 武男** (理事長)

登米市産業功労賞 **飯塚 英耕** (副理事長) **芳賀 満彦** (理事)

宮城県土地改良事業  
団体連合会功労者表彰 **飯塚 英耕** (副理事長) **芳賀 満彦** (理事)

宮城県土地改良事業団体  
連合会東部支部功労者表彰 **三浦 家壽治** (総括監事) **三田 静夫** (理事) **菅原 秀雄** (理事)

全国土地改良事業団体  
連合会功労者表彰 **山内 崇** (事業課長)

登米総合産業高等学校で令和3年3月2日に「1学年進路ガイダンス」が開催され、本土地改良区職員の伊藤会計主事が講師として招かれました。

講演では、土地改良区の地域への役割や、自分が行っている業務、仕事をする上での大切な事などを説明しました。

講演終了後、土地改良区の仕事が農業を支えていることを実感し、どのように地元に貢献したらよいのかを考えるきっかけになったと話す生徒もいました。



**任期満了に伴う総代・役員選挙が執行されます**

**【総代選挙】 令和3年7月14日任期満了**

【総代の任期】 **4年（令和3年7月15日～令和7年7月14日）**

【立候補の届出】

- ・立候補資格 年齢20歳以上の組合員 ※令和3年6月29日時点  
(禁錮以上の刑に処せられて執行中の者を除く)
- ・届出期間 **令和3年6月22日(火)～23日(水)**
- ・届出場所 北上川沿岸中田地区土地改良区 午前8時30分～午後5時
- ・届出書類

候補別	必要書類	持参するもの
本人届出	総代候補者届出書	候補者認印
	総代被選挙権申告書	
推薦届出	総代候補者届出書	推薦者5名の認印
	総代被選挙権申告書	候補者認印
	総代候補者推薦承諾書	

【選挙執行日】 **令和3年6月29日(火)**

届出のあった候補者の数が、選挙すべき総代の数を超えない時は投票は行いません。

**【役員選挙】 令和3年8月9日任期満了**

【総代の任期】 **4年（令和3年8月10日～令和7年8月9日）**

【立候補の届出】

- ・立候補資格 年齢20歳以上の組合員（員外監事を除く） ※令和3年7月26日時点  
(禁錮以上の刑に処せられて執行中の者を除く)
- ・届出期間 **令和3年7月20日(火)～22日(木)**
- ・届出場所 北上川沿岸中田地区土地改良区 午前8時30分～午後5時
- ・届出書類

候補別	必要書類	持参するもの
本人届出	役員候補者届出書	候補者認印
	役員被選挙権申告書	
推薦届出	役員候補者届出書	推薦者5名の認印
	役員被選挙権申告書	候補者認印
	役員候補者推薦承諾書	

【選挙執行日】 **令和3年7月26日(月)**

届出のあった候補者の数が、選挙すべき総代の数を超えない時は投票は行いません。

**【選挙区及び定数】**

**【理事及び総代定数】**

総代選挙区	理事被選挙区	区域	総代	理事
第1区	第1区	登米市中田町石森 石越町今道	19人	3人
第2区	第2区	同市中田町上沼	19人	3人
第3区	第3区	同市中田町宝江	14人	2人
第4区	第4区	同市中田町浅水	11人	2人
第5区	第5区	同市迫町佐沼	3人	2人
第6区		同市迫町森	7人	
第7区	第6区	同市登米町	5人	1人
第8区		同市米山町	1人	
第9区	第7区	岩手県一関市 花泉町永井	4人	1人
計			83人	14人

**【監事定数】**

組合員監事	全被選挙区から2名
員外監事	組合員以外から1名

※ 員外監事について  
土地改良法第18条第6項各号に該当する監事となります。

※ 土地改良法第18条第6項  
土地改良区の監事（設立当時の監事を除く）のうち1人以上は、次に掲げる要件のすべてに該当する者でなければならない。

- 一 当該土地改良区の組合員等又は当該土地改良区の組合員等たる法人若しくは団体の役員若しくは使用人以外の者であること。
- 二 その就任の前5年間当該土地改良区の理事又は職員でなかったこと。
- 三 当該土地改良区の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

お問い合わせ 0220-34-2423（総務課）

# 令和3年度 配 水 計 画

## 用水期間（大泉・水越揚水機場）

令和3年4月26日（月）～8月30日（月） 正午

## 用水休止日（大泉・水越揚水機場）

6月第2・第3水曜日及び7月以降の毎週水曜日

## 水田中干しに伴う用水休止日程

### ①【大泉揚水機場】（大泉水系）

中干し（1回目） 6月28日（月）午前6時～7月3日（土）午前6時まで  
中間運転 7月3日（土）午前6時～7月6日（火）午前6時まで  
中干し（2回目） 7月6日（火）午前6時～7月11日（日）午前6時まで

### ②【水越揚水機場】（水越水系）

中干し（1回のみ） 6月30日（水）午前6時～7月3日（土）午前6時まで

### 【お 願 い】

- 降雨等により用水機場の運転を一時停止する場合がありますのでご了承下さい。
- 渇水及び災害等により配水計画が変更となる場合がありますのでご了承ください。
- 農業用水は河川管理者（国土交通省）から許可された水利権により、北上川の最大取水量と取水期間が厳しく定められております。



限られた水がまんべんなく行き渡りますよう  
細やかな**水管理**と**節水**にご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ 0220-34-2423（事業課）